

# 告 示

## 埼玉県告示第七百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄産業ビル

埼玉県草加市旭町一丁目三百八十五番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) ラバーポールの設置を行うにあたって道路工事施工承認申請書を維持補修課に提出してください

(2) ラバーポールの設置幅間隔について交通対策課と維持補修課に協議してください

### 二 縦覧期間

令和六年六月二十八日から令和六年七月二十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター